

日本学生オリエンテーリング連盟後援に関する規則

第1条 趣旨

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟が、オリエンテーリング大会等事業(以下「事業」という)を後援する際について、必要な事項を定めるものである。

第2条 後援の条件

1. 後援を受けることのできる条件は、次の通りとする。i)地区学連が主催する事業、ii)加盟校が主催する事業、iii)幹事会が適当と認めた事業

第3条 後援の申請

1. 後援を得ようとする事業の主催者は、別に定めた後援申請書に必要な事項を記入し、事業開催日(複数日にわたって開催される事業についてはその開始日)の3ヶ月前までに日本学連事務局に提出しなければならない。

第4条 後援の決定

1. 後援の決定は幹事会が行う。

第5条 後援書の交付

1. 後援の承認を得た事業の主催者に対し、本連盟は後援証を交付する。

第6条 後援決定後の手続き

1. 事業主催者は、日本学連事務局に最新の要項を提出しなければならない。
2. 申請書の内容に変更があった場合、事業主催者は、速やかに日本学連事務局に変更を届け出なければならない。

第7条 加盟員及び評議員・賛助会員の参加

1. 事業主催者は、参加する加盟員及び評議員・賛助会員に対し、何らかの便宜を図ることが望ましい。賛助会員に対する便宜とは、具体的には賛助会員の大会参加に対する参加費の割引等を指す。ただし、参加費の割引を行う場合、割引額は大会参加費の2～3割程度とする。なお、加盟校が主催をし、本連盟が後援をする大会で参加者に対して、割引を行った場合、大会に参加をした賛助会員1名あたり1000円を上限として主催加盟校に減免した金額分の支給を行う。また、新たな賛助会員が増え上記の便宜を図った場合も同様の支給を行う。この支給金は大学の新歓活動等の普及活動に有意義につかうこととする。

第8条 後援に対する義務

1. 後援を得ようとする事業のうち、第2条の「地区学連が主催する事業」にあてはまる事業では事業主催者が賛助会員登録受付を行うものとする。

第9条 報告書

1. 事業主催者は事業終了後2ヶ月以内に報告書を事務局まで提出しなければならない。

第10条 後援の取消

1. 幹事会は次の事項のいずれかに該当する場合、後援を取り消すことができる。i)オリエンテーリングのモラルに反する行為が認められた場合、ii)その他、重大な過失が認められた場合

第11条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第12条 施行

1. この規則は、昭和61年8月9日より施行する。

昭和61年6月7日 制定

平成8年3月11日 改正

平成10年3月9日 改正

平成16年3月15日 改正

平成16年10月25日 改正

平成17年3月14日 改正

平成24年12月1日 改正

令和5年12月14日 改正